

## 奈良市文化芸術活動支援事業と よくある質問と回答

<補助対象者について>

Q 1. 補助対象者の「事業者」と「文化芸術団体」とはどのようなものですか。

A. 「事業者」は、法人、個人に関わらず、対価を得る文化芸術活動を事業として1年以上実施している者（例示：イベント会社、音楽教室、NPO、アーティスト、美術家等）です。「文化芸術団体」は、文化芸術活動を行う法人格を有しない団体で、規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあるもの（例示：協会、連盟、実行委員会等）です。

Q 2. 「事業者」が申請する場合の「対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること」とはどのようなことですか。他の「事業者」や「文化芸術団体」等が主催するイベントへの出演も含んでもよいですか。

A. 「事業者」が文化イベント等を主催し入場料を得る場合や、他団体の主催した文化イベント等にゲストとして出演し、報酬（出演料）を得る場合等が該当し、またそれらの活動が1年以上行われていることが必要です。

Q 3. 「文化芸術団体」が申請する場合、「不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績」とはどのようなものですか。無料イベントの主催や他の「事業者」や「文化芸術団体」等が主催するイベントへの出演も含んでもよいですか。

A. 有料・無料や観客数については問わず、誰でも参加ができるようなイベントが実績として認められ、特定の会員や生徒等のみが参加できるようなイベントは含みません。また、今回申請を行う「文化芸術団体」以外が主催するイベント等への出演等は実績として認められません。

Q 4. 活動拠点とはどのような場所のことですか。

A. 日常的な練習での使用や、発表の場として利用する拠点となる場を指します。

Q 5. 団体としては市内での活動はありませんが、団体の構成員が市内で活動している場合、実績があるものとして申請できますか。

A. 申請する団体としての活動実績がなければ、申請できません。

Q 6. 文化芸術活動の実績はどのように確認をしますか。

A. 申請書類とともに、申請者が過去に主催・出演したイベントのチラシ、新聞記事、ウェブサイトの写しをご提出いただき、名前等が記載されていることを確認します。できるだけ直近（約1年以内）の実績を中心に資料を提出してください。

Q 7. 主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ている者であるということは、どのように確認をしますか。

A. 申請書類とともに、文化芸術活動により収入を得たことが確認できる書類や資料等を提出していただき確認します。

#### <実施する事業について>

Q 8. 主となる出演者について、主たる収入が文化芸術以外の職によるもので、休日等にイベントで出演料を得てアーティスト活動をしている場合、該当しますか。

A. 主たる収入が文化芸術以外の職によるものであっても、収入を得ている文化芸術活動について一定の実績が認められる場合は対象となりますので、申請書類において明示するようにしてください。

Q 9. 演劇作品の公演を検討しています。演出家や技術スタッフは文化芸術活動により収入を得ていますが、出演者は市民公募する予定ですが、対象となりますか。

A. 作品制作の主体となる者（演出家、脚本家、映像作品の監督、指揮者等）が文化芸術活動により収入を得ている者であれば対象となりますが、音響や照明等の技術スタッフのみが文化芸術活動により収入を得ていても対象となりません。

Q 10. 音楽教室の講師ですが、教室の生徒とコンサートする場合は対象になりますか。

A. 教室生徒の発表会などは対象になりません。ただし、主となる出演者が文化芸術活動により収入を得ている者であれば、その他の出演者として教室の生徒が含まれていても対象となります。

Q 11. 定期的集まって合唱グループの練習をしていますが、補助対象事業となりますか。

A. 文化芸術活動の練習やワークショップは対象となりません。

Q 12. 一事業の事業とはどのような単位を指すのですか。

A. 内容に一体性があり、開催日が連続している一つの公演や展示などのイベントを指します。

Q 13. プロの俳優が出演する映画の上映会は対象になりますか。

A. 上映会のみでは対象施設において芸術家による実演を伴わないため、対象となりません。

Q 1 4. 有料の有観客のコンサートとオンライン配信（無料または有料）を同時に行う場合は対象になりますか。

A. チケット代や観覧料、動画配信による視聴料、広告料、課金等、収入が発生するものは対象となります。

Q 1 5. オンライン配信を行わない有料のコンサートは対象になりますか。

A. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を効果的に行い、観客数は会場収容定員の原則として 50% を上限とするものは対象となります。ただし、業種別ガイドライン等の内容変更により収容定員の割合が変更された場合は、その変更内容に応じた割合を上限としてください。

Q 1 6. 新型コロナウイルス感染症の防止対策はどの程度まで行ったらよいですか。

A. 業種別ガイドライン、対象施設のガイドラインに準拠し、三密（密接・密集・密閉空間）にならないよう、スケジュールや演出などに配慮してください。公演に際しても、換気や出演者・スタッフの対象確認等を行ってください。アルコール消毒液やマスクは、補助対象経費となりますので、必要に応じて準備してください。

Q 1 7. 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」には、親子等の同一グループ（5 名以内）は座席間隔を空ける措置は不要となっていますが、この考え方は有効ですか。

A. 有効です。

Q 1 8. 事業の入場者数や収容率はどのように確認しますか。

A. 事業完了後に提出していただく実績報告書にて確認させていただきます。実績報告の手続きが適正に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

Q 1 9. 市内のギャラリー（レンタルスペース）でのプロの作家による作品の展示即売会は対象になりますか。

A. 対象となりますが、対象施設で実施する必要があります。

Q 2 0. この補助金を知ったのが 10 月末でした。すでに事業は 10 月 2 日に終了していますが対象となりますか？

A. 補助対象となる事業は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 6 日までに実施する事業を対象としますので、対象となります。ただし、予算の上限に達した時点で終了となりますので、交付対象とならない場合もあります。

<対象施設について>

Q 2 1. 市内のライブハウスは対象施設ですか。

A. ホームページ等で利用料金が公表されている場合は対象となります。公表等が確認できない場合は、別途「対象施設要件チェックリスト」をご提出いただきます。

Q 2 2. 対象施設で、その施設の運営管理者が主催するイベントは対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q 2 3. 自宅からの動画配信は対象になりますか。

A. 対象施設からの配信でなければ、対象になりません。

Q 2 4. 対象施設のご厚意により、公表されている金額の半額で借りることができました。その場合は対象になりますか。

A. 公表されている利用料金の割引等がある場合は、会場となる施設にかかる費用は補助になりません。しかしその場合も動画配信にかかる費用や感染防止対策にかかる費用は対象となります。

Q 2 5. 対象施設で事業を行いますが、対象となる費用が感染防止対策にかかる費用しか該当しません。その場合は対象になりますか。

A. 対象となります。

<事業経費について>

Q 2 6. 人件費は対象になりますか。

A. 舞台にかかる人件費（照明、音響、映像等）と動画配信にかかる人件費（撮影費等）のみ対象となります。

Q 2 7. 会場で体温チェック等を担当する受付スタッフの人件費は対象になりますか。

A. 運営スタッフにかかる費用（舞台、動画配信にかかる人件費除く）は、対象になりません。

Q 2 8. 交付決定時の交付額を事業完了後に精査した補助対象経費が上回った場合、差額の交付はありますか。

A. 差額の交付はありませんので、事業費については十分に精査した上で申請を行うようにしてください。

<手続きについて>

Q 2 9. 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A. 令和 4 年 3 月 6 日までに実施する事業が対象です。また事業完了日から 1 カ月以内に実施報告時に必要な書類を提出してください。ただし 1 カ月を経過する日が令和 4 年 3 月 21 日を越える場合は、3 月 21 日が提出期限となります。

Q 3 0. 募集は先着順に受け付けるとありますが、どのように交付が決まりますか。

A. 申請書を受理後、申請内容を審査し、1 カ月以内に結果を通知します。なお、審査の結果、交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。

Q 3 1. 施設の使用料等、事業実施前に費用が発生します。事業完了前に補助金をいただくことは可能ですか？

A. 補助金は事業完了し交付額が確定した後に支払われます。ただし事業目的を達成するために特に必要がある場合は事業の完了前に交付することも可能ですので、文化振興課へご相談ください。

Q 3 2. 申請書類の押印を省略することはできますか？

A. 押印は省略できます。省略する場合は、申請者本人又は代表者の自筆署名等が必要です。

Q 3 3. 事業の内容を変更するにあたって事前に承認が必要とされるのはどのような場合ですか。

A. 事業は交付決定を受けた内容で実施していただくものですが、やむをえない理由で開催場所、日程、出演者等や事業の内容について変更を行うことになった場合は、事前に承認を得る必要があります。事業変更等の事前承認について必要か否か迷われた場合は速やかに文化振興課にご相談ください。

Q 3 4. 交付決定を受けた事業を中止した場合、それまでに発生している費用の受給は可能ですか。

A. 中止理由にもよりますが、発生した費用に対する補助金は精査し、交付する予定です。

Q 3 5. 申請書類のうち「過去に実施した文化芸術活動のチラシや報告書など事業内容が分かる資料 (A4 サイズ 4 頁以内)」とはどのような資料ですか？

A. 申請者が申請事業を実施することが可能であることを確認するため、申請者が過去に主催・出演したイベントのチラシ、新聞記事、ウェブサイトの写しなど、開催内容が分かるものをご提出ください。

Q 3 6. 申請書類のうち「主たる出演者・出展者等が収入を得て活動していることが分かる資料 (A4 サイズ 4 頁以内)」とはどのような資料ですか？

A. 本補助金はプロとして収入を得て文化芸術活動を行っている人・団体の表現活動の機会や環境を守ることが目的のひとつです。実績を確認するため、予定している出演者・出展者等が過去のイベントで収入を得ていることが分かるような資料 (過去イベントの出演料の領収書、出演契約書、チラシの写し等) を提出いただき、活動内容を確認します。

Q 3 7. 予定している出演者や会場の調整が済んでいなければ申請できませんか。また、出演者や会場の調整に奈良市が同行してもらえますか。

A. 出演者や会場の調整が済んでいなくても申請は可能ですが、申請書類をもとに審査を行うため、計画の内容と実施内容が異なる場合は、交付決定後も採択を取り消す場合があります。また、事業の実施にあたっての調整に奈良市が同行することは原則ありません。

Q 3 8. 配信に必要なビデオカメラ等の購入は対象経費となりますか？

A. 金額に関わらず、ビデオカメラやパソコン等、事業終了後も申請者の財産となり、反復使用ができると考えられるものは対象となりません。

Q 3 9. 申請書類の第 2 号様式「補助対象事業に係る事業計画書」(3/3)にある「事業の主となる出演者・出展者等」の項目は出演者のうち代表 1 名を記入すればいいですか。

A. 文化芸術活動により収入を得ている出演者・出展者であれば、複数名についてご記入いただくことができます。事業内容を明確にするために、出演・出展される予定のすべての方についてご記入ください。

Q 4 0. クレジットカードで支払いを行った場合、ポイントが付与されました。どのように処理すればよいですか？

A. ポイントが付与された場合は補助対象外となります。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うことができます。

<その他>

Q4 1. 交付が決定した事業は「奈良しみんだより」に掲載してもらえますか？

A. 掲載することはできません。ただし、文化施設等へのチラシの配布や SNS での広報支援を行いません。